

Kita Alps Traverse Route

名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域
ポスターデザイン管理事務局募集要項

令和 6 年 7 月

中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会

1. 応募の趣旨・目的

Kita Alps Traverse Route 及びそのロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン（以下、「ロゴデザイン等」という。）の効果的・効率的な管理業務を実施し、さらに独自の創意工夫を発揮することにより、ブランドイメージを維持しながら使用機会創出を図るため、ロゴデザイン等管理業務に係る事務局の募集をします。

2. 業務内容

ロゴデザイン等管理業務の詳細については「Kita Alps Traverse Route」名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理事務局募集にかかる仕様書をご参照ください。

3. 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

次の要件を満たす会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む）、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。個人の応募は受け付けません。

グループで応募する場合は、すべての構成員が次の①及び②の要件を満たす必要があります。

① 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

② 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治体法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。

なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取消しの日から2年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものとみなす。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 管理事務局として果たしていただくべき責務

ロゴデザイン等管理業務運営を行うにあたり、下記のア～イについて、責務を果たしていただきます。

ア 人権尊重の取組

『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

イ 個人情報の取扱い

管理事務局が行う管理業務に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の規定が適用されます。

4. 応募の手続

応募にかかる経費は応募者の負担となります。

(1) 応募書類

- ① 応募申込書
- ② 管理計画書
- ③ 自主事業企画提案書
- ④ 応募条件に関する誓約書

(2) 提案内容

仕様書及び「資料 1：Kita Alps Traverse Route LOGO MANUAL」の内容を踏まえ、提案する。

(3) 応募書類の受付

- ① 提出期間
令和 6 年 7 月 17 日(水)～7 月 31 日(水)まで必着
午前 10 時から午後 5 時まで
(ただし、土曜日及び日曜日及び祝日は取り扱いません。)
- ② 提出場所
募集要項の配付場所と同じです。電子メール、郵送、持参のいずれか
※原則電子メールでの提出

名鉄観光サービス高山営業所

住所 〒506-0053 岐阜県高山市昭和町 2-112

電話 0577-32-2579

E-mail: nationalpark@mwt.co.jp

申請書類に不足・不備等があった場合は受付を行わず、全資料をお返しいたします。提出された申請書類に不足・不備等があり、再度ご持参・ご提出いただく場合でも、提出期限を経過していれば、受付いたしませんのでご注意ください。

(4) その他

応募資格を有しないと認められる方からの質疑は、お断りする場合がございます。

(5) 提出部数

- | | |
|---------------|-----|
| ① 応募申込書 | 1 部 |
| ② 管理計画書 | 1 部 |
| ③ 自主事業企画提案書 | 1 部 |
| ④ 応募条件に関する誓約書 | 1 部 |

(6) 提出書類の返却

提出書類の取扱

ア 著作権

申請者から提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、管理者に選定された申請者の提出書類については、中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用できるものとします。

イ 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 応募書類の返却

理由の如何を問わず受付をした応募書類は返却しません。

(7) 提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならない場合がございます。

(8) 提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表する場合がございます。

5. 管理事務局の選定に関する事項

(1) 評価方法

評価は、中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会事務局(以下、「利用推進協議会事務局」という。)が行います。なお、ロゴデザイン等管理事務局の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容等を利用推進協議会事務局が評価・採点し審議のうえ選定します。

(2) 評価項目及び評価基準

別表「名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理評価基準」のとおり

(3) 審査方法

- ・上記評価項目について、提出書類内容に対して名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理評価基準に基づいた評価・採点を利用推進協議会事務局が行い、各利用推進協議会事務局の評価得点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・委員による評価点が最も高い提案者においても、100点満点の評価項目中、一委員でも評価合計点が60点未満の場合は、最優秀提案者として選定しない場合があります。
- ・提案者が1名のみの場合、評価の結果において名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理評価基準に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、再度募集を実施します。

(4) 審査結果の通知

ロゴデザイン等管理事務局の決定は、全員にメールにて通知します。

6. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

業務契約については、結果通知後担当部署より受託決定者へ詳細をご連絡いたします。

(2) その他

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ② 申請受付後に申請を辞退する場合には、辞退届を提出すること。
- ③ 申請に関する費用は、すべて申請者の負担とする。
- ④ 申請に関する提出書類及び調整等における言語は日本語、単位はメートル法、金額は円を使用すること。
- ⑤ 管理業務の一部を第三者に委託する場合、委託契約において暴力団等を排除するための特約を締結すること。

7. 担当部署(本案件にかかる書類等提出先及び問合せ先)

名鉄観光サービス株式会社高山営業所

担当者：仲嶋・臼井・深谷

住所：〒506-0053 岐阜県高山市昭和町 2-112

E-mail : nationalpark@mwt.co.jp

Eメール送信の際は、件名に以下の内容を記載する。

Kita Alps Traverse Route 名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理事務局募集【社名】

電話：0577-32-2579(受付時間：平日 10:00～17:00 土日祝 休業日)